

山形県賃貸型応急住宅に係る損害保険のご案内

山形県が事務委任した市町村が加入（保険契約者）する損害保険の内容は下記のとおりです。
自治体を契約者、入居者を被保険者とした損害保険契約に加入します。（保険料は市町村負担）

（1）被保険者

山形県賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の入居者

（2）補償内容

- ①借家人賠償責任補償 2,000万円（免責金額なし）
- ②修理費用補償 300万円（免責金額3千円）
- ③個人賠償責任補償 1億円（免責金額なし）

上記の他、交通事故傷害補償_死亡・後遺障害(1~3級限定)_本人のみ60万円がセットされます。

①借家人賠償責任補償 (大家さんに対する損害賠償責任)	②修理費用補償	③個人賠償責任補償 (他人に対する損害賠償責任)
 <p>入居戸室で火災が発生した</p>	 <p>冬季に凍結で水道管が破損した</p>	 <p>水濡れで階下の戸室へ損害を与えた</p> <p>(※) 大家さんに対する損害賠償責任は借家人賠償で補償</p>

（3）留意事項

入居者の家財等の補償についてはこの保険の補償対象外となりますので、加入される場合は入居者の負担となります。

（4）問合せ先

【お問合せ（事故報告を除く）】

損害保険ジャパン株式会社 山形支店 050-3798-1207（平日9時~17時）

【事故関連の受付】

損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター 0120-727-110（平日夜間・土日祝日）

※本保険は、山形県賃貸型応急住宅の入居者全員が補償対象になります。ご不明な点は、県または本事業実施の市町村にお問い合わせください。